



不利益処分の処分基準

処分名	青少年自然の家の使用承認の取り消し
根拠法令及び条項	豊中市立青少年自然の家条例 第6条
所管部課(室)係名	教育委員会事務局 社会教育課
処分 分 基 準	関係条項
	<p><b>【豊中市立青少年自然の家条例】</b></p> <p>(使用承認の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、自然の家の施設の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用承認の条件に違反したとき。</p> <p>(2) この条例若しくはこれに基づく市規則の規定に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。</p> <p>(3) 承認を受けた使用の目的以外に使用したとき。</p> <p>(4) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがある使用をするとき。</p> <p>(5) 管理上支障があるとき。</p> <p>2 前項の規定による使用の条件の変更又は使用承認の取消しによって使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。</p>
	参考事項
備考	

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		螢池北青少年運動広場の使用承認の取り消し
根拠法令及び条項		豊中市立螢池北青少年運動広場条例施行規則第 9 条
所管部課（室）係名		教育委員会事務局 社会教育課
処 分 基 準	関係条項	豊中市立螢池北青少年運動広場条例施行規則第 7 条
	基 準	<p>【豊中市立螢池北青少年運動広場条例施行規則】                      (使用者の責務及び承認の取消し)</p> <p>第 9 条 独占使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、この規則及びこれに基づく市長の定め並びに承認の条件を遵守するとともに、職員の指示に従わなければならない。</p> <p>2 市長は、使用者が第 7 条各号のいずれかに該当し、又は前項の規定に違反するときは、独占使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(承認の制限)</p> <p>第 7 条 次の各号のいずれかに該当するときは、運動広場の独占使用を承認しないものとする。</p> <p>(1) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。                      (2) 営利を図ることを目的とするとき。                      (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。                      (4) 管理上支障があると認めるとき。                      (5) その他市長が不相当と認めるとき。</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		螢池北青少年運動広場の承認の制限
根拠法令及び条項		豊中市立螢池北青少年運動広場条例施行規則 第 7 条
所管部課（室）係名		教育委員会事務局 社会教育課
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	<p>【豊中市立螢池北青少年運動広場条例施行規則】 (承認の制限)</p> <p>第 7 条 次の各号のいずれかに該当するときは、運動広場の独占使用を承認しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。</li> <li>(2) 営利を図ることを目的とするとき。</li> <li>(3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。</li> <li>(4) 管理上支障があると認めるとき。</li> <li>(5) その他市長が不相当と認めるとき。</li> </ol>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		螢池北青少年運動広場の設備の承認（目的外使用の許可）
根拠法令及び条項		地方自治法 第 238 条第 4 項の 9
所管部課（室）係名		教育委員会事務局 社会教育課
処 分 基 準	関係条項	行政財産の目的外使用に係る基準
	基 準	<p>【地方自治法】</p> <p>第 238 条の 4</p> <p>第 1 項から第 8 項 省略</p> <p>9 第 7 項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。</p> <p>【行政財産の目的外使用に係る基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊中市又は豊中市教育委員会において、公用又は公共用に供するため必要が生じたとき</li> <li>・当該許可に付した条件に違反する行為があると認められるとき</li> <li>・不正の手段により使用の許可を受けたとき</li> <li>・使用者が暴力団厚生委員又は暴力団構成員と密接な関係にある者と認められたとき</li> </ul>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		使用制限
根拠法令及び条項		豊中市立郷土資料館条例第 5 条
所管部課（室）係名		教育委員会事務局 社会教育課
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	<p>【豊中市立郷土資料館条例】 （使用制限）</p> <p>第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、資料館の施設の使用を承認しない。</p> <p>(1) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(4) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	使用承認の取消し等
根拠法令及び条項	豊中市立郷土資料館条例第6条
所管部課(室)係名	教育委員会事務局 社会教育課
処 分 基 準	関係条項
	<p>【豊中市立郷土資料館条例】 (使用承認の取消し等)</p> <p>第6条 教育委員会は、資料館の施設の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用承認の条件に違反したとき。</p> <p>(2) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 承認を受けた使用の目的以外に使用したとき。</p> <p>(4) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがある使用をするとき。</p> <p>(5) 管理上支障があるとき。</p> <p>2 前項の規定による使用の条件の変更又は使用承認の取消しによって使用者に損害が生じても、教育委員会はその責めを負わない。</p>
	参考事項
備考	

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	特別利用の制限	
根拠法令及び条項	豊中市立郷土資料館条例第 13 条	
所管部課（室）係名	教育委員会事務局 社会教育課	
処 分 基 準	関係条項	豊中市立郷土資料館条例第 5 条
	基 準	<p>【豊中市立郷土資料館条例】</p> <p>(特別利用の制限)</p> <p>第 13 条 次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用を承認しない。</p> <p>(1) 資料の保全上支障があると認めるとき。</p> <p>(2) 第 5 条各号のいずれかに該当するときは。</p> <p>(使用制限)</p> <p>第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、資料館の施設の使用を承認しない。</p> <p>(1) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(4) その他教育委員会が適当でないとき。</p>
	参考事項	
備考		



不利益処分の処分基準

処分名		特別利用の承認の取消し等
根拠法令及び条項		豊中市立郷土資料館条例第 14 条
所管部課（室）係名		教育委員会事務局 社会教育課
処分 分 基 準	関係条項	豊中市立郷土資料館条例第 6 条・9 条・11 条
	基準	<p>【豊中市立郷土資料館条例】                      （特別利用の承認の取消し等）</p> <p>第 14 条 第 6 条の規定は，特別利用の条件の変更又は特別利用の承認の取消しについて準用する。</p> <p>2 第 9 条及び第 11 条の規定は，特別利用の承認を受けた者について準用する。</p> <p>（使用承認の取消し等）</p> <p>第 6 条 教育委員会は，資料館の施設の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは，使用の条件を変更し，又は使用承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用承認の条件に違反したとき。</p> <p>(2) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 承認を受けた使用の目的以外に使用したとき。</p> <p>(4) 暴力団の利益になり，又はなるおそれがある使用をするとき。</p> <p>(5) 管理上支障があるとき。</p> <p>2 前項の規定による使用の条件の変更又は使用承認の取消しによって使用者に損害が生じても，教育委員会はその責めを負わない。</p> <p>（使用者の義務）</p> <p>第 9 条 使用者は，次に掲げる義務を履行しなければならない。</p> <p>(1) 承認を受けた目的以外に使用し，又は権利を譲渡し，若しくは転貸しないこと。</p> <p>(2) 使用承認のない物件を使用しないこと。</p> <p>(3) 建物，附属物又は器具を滅失し，又は毀損しないこと。</p> <p>(4) 火災防止に努めること。</p> <p>(5) 使用後は，速やかに原状に回復し，清掃すること。</p> <p>(6) その他教育委員会が指示した事項</p> <p>（損害賠償）</p> <p>第 11 条 使用者の責めに帰すべき事由によって建物，附属物又は器具を滅失し，又は毀損したときは，使用者においてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 前項の賠償の方法及び額は，教育委員会が決定する。</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		入館の禁止
根拠法令及び条項		豊中市立郷土資料館条例第 15 条
所管部課（室）係名		教育委員会事務局 社会教育課
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	<p>【豊中市立郷土資料館条例】 （入館の禁止）</p> <p>第 15 条 次の各号のいずれかに該当する者には，入館を禁止し，又は退去を命ずることがある。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし，若しくは他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者</p> <p>(2) 管理上必要な指示に従わない者</p> <p>(3) その他管理上支障があると認める者</p>
	参考事項	
備考		